

# 会津若松市地域防災計画（本編）

## 新旧対照表

令和 年 月修正

会津若松市防災会議

冊子頁	現行	修正案	修正理由
序章 地域防災計画 見直しにあたって	本編中の略称について 本文中、「避難所」とあるのは、「指定避難所」の略称であり、「避難場所」とあるのは、「指定緊急避難場所」の略称とする。 。	本編中の略称について 本文中、「 <u>避難場所</u> 」とあるのは「 <u>指定緊急避難場所</u> 」、「 <u>避難所</u> 」とあるのは「 <u>指定一般避難所</u> 」、「 <u>福祉避難所</u> 」とあるのは「 <u>指定福祉避難所</u> 」の略称とする。	文言 追記
第1編 総則 第1章 計画の基本方針	3 第6節 計画の構成 ～ 防災計画構成図 4 マニュアル編（予防対策・初動体制等） 防災計画各編の関係図 マニュアル編（予防対策・初動体制等）	第6節 計画の構成 防災計画構成図 マニュアル編（予防対策・初動体制・ <u>避難所等の設置運営</u> ） 防災計画各編の関係図 マニュアル編（予防対策・初動体制・ <u>避難所等の設置運営</u> ）	文言 追記
6	第8節 災害時マニュアルの作成 災害時マニュアル全体概要図	第8節 災害時マニュアルの作成 災害時マニュアル全体概要図 資料編 修正素案のとおり	文言 追記
7 ～ 8	第13節 減災目標 目標名 策定時 現状値 目標値 備考 小中学校の耐震化率 63.4% (H22年度) 98.9% (R2年度) 100% (R3年度) 耐震化率＝耐震性能を有する建物棟数／市立小中学校の全建物棟数 市有建築物の耐震化率 69.8% (H20年度) 85.9% (R2年度) 95% (R2年度) 防災上重要建築物と特定建築物が対象 水や食料の家庭備蓄率 41.3% (H25年度) 73.5% (H30年度) 80% (R5年度) 備蓄率＝水や食料を備蓄している市民の割合（市民ア	第13節 減災目標 目標名 策定時 現状値 目標値 備考 小中学校の耐震化率 63.4% (H22年度) <u>100%</u> (R4年度) 100% (R7年度) 耐震化率＝耐震性能を有する建物棟数／市立小中学校の全建物棟数 市有建築物の耐震化率 69.8% (H20年度) <u>93.4%</u> (R4年度) 95% (R7年度) 防災上重要建築物と特定建築物が対象 水や食料の家庭備蓄率 41.3% (H25年度) 73.5% (H30年度) 80% (R7年度) 備蓄率＝水や食料を備蓄している市民の割合（市民ア	時点 修正

				ンケートによる)					ンケートによる)
防災情報メールの登録者数	2,500件 (H25年度)	12,740件 (R2年度)	12,500件 (R5年度)	情報メール配信サービスの防災情報メールの登録者数	防災情報メールの登録者数	2,500件 (H25年度)	14,535件 (R4年度)	16,500件 (R7年度)	情報メール配信サービスの防災情報メールの登録者数
災害時応援協定締結数	33件 (H25年度)	101件 (R2年度)	120件 (R5年度)	自治体相互応援や生活物資の確保等応援協定締結数	災害時応援協定締結数	33件 (H25年度)	112件 (R4年度)	120件 (R7年度)	自治体相互応援や生活物資の確保等応援協定締結数
避難行動要支援同意率	— (H26年度)	55.6% (R2年度)	60% (R5年度)	同意率＝避難行動要支援者名簿外部提供同意者／避難行動要支援者対象者	避難行動要支援者名簿同意率	—	56.6% (R4年度)	60% (R7年度)	同意率＝避難行動要支援者名簿外部提供同意者／避難行動要支援者名簿登録対象者
地域の防災訓練実施回数	0回 (H24年度)	117回 (R2年度)	40回 (R5年度)	地域で開催される防災訓練の実施回数	地域の防災訓練実施回数	0回 (H24年度)	117回 (R2年度)	40回 (R7年度)	地域で開催される防災訓練の実施回数
自主防災組織活動カバー率	0% (H24年度)	3.2% (R2年度)	10% (R5年度)	活動カバー率＝自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数	自主防災組織活動カバー率	0% (H24年度)	4.6% (R4年度)	10% (R7年度)	活動カバー率＝自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数
防災士	46名	132	130	防災士の	防災士	46名	147	160	防災士の

		資格取得者数	(H25年度)	名 (R2年度)	名 (R5年度)	資格を取得する市民・職員の数	資格取得者数	(H25年度)	名 (R4年度)	名 (R7年度)	資格を取得する市民・職員の数																								
		資格取得者数	(H25年度)	名 (R2年度)	名 (R5年度)	資格を取得する市民・職員の数	資格取得者数	(H25年度)	名 (R4年度)	名 (R7年度)	資格を取得する市民・職員の数																								
第1編 総則 第2章 本市の概況と災害の記録	9	第2節 社会的条件 1 人口・世帯の移り変わり					第2節 社会的条件 1 人口・世帯の移り変わり					時点 修正																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>人</th> <th>口</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td>122,261</td> <td></td> <td>45,420</td> </tr> <tr> <td>令和 2</td> <td>118,340</td> <td></td> <td>50,364</td> </tr> </tbody> </table>	年次	人	口	世帯数	平成 17	122,261		45,420	令和 2		118,340		50,364				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>人</th> <th>口</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td>122,248</td> <td></td> <td>45,391</td> </tr> <tr> <td>令和 2</td> <td>117,376</td> <td></td> <td>49,022</td> </tr> </tbody> </table>	年次	人	口	世帯数	平成 17	122,248		45,391	令和 2	117,376		49,022				
年次	人	口	世帯数																																
平成 17	122,261		45,420																																
令和 2	118,340		50,364																																
年次	人	口	世帯数																																
平成 17	122,248		45,391																																
令和 2	117,376		49,022																																
		*平成16年度に旧北会津村と合併、平成17年度に旧河東町と合併。 <u>以降は、合併後の人口となります。</u>					*平成16年度に旧北会津村と合併、平成17年度に旧河東町と合併。 <u>平成17年は旧北会津村を含めた数値、平成22年以降は旧河東町を含めた数値となります。</u>																												
第1編 総則 第3章 災害及び被害の想定	11	第4節 風水害等の記録					第4節 風水害等の記録					時点 修正																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>月日</th> <th>災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>2023</td> <td>7・10</td> <td>大雨による内水氾濫が発生し、複数箇所での道路冠水、床下浸水12件、床上浸水15件等。1時間降水量56.5mm</td> </tr> </tbody> </table>	年号	西暦	月日	災害内容	(新設)									令和5	2023	7・10	大雨による内水氾濫が発生し、複数箇所での道路冠水、床下浸水12件、床上浸水15件等。1時間降水量56.5mm																
年号	西暦	月日	災害内容																																
(新設)																																			
令和5	2023	7・10	大雨による内水氾濫が発生し、複数箇所での道路冠水、床下浸水12件、床上浸水15件等。1時間降水量56.5mm																																
		第1節 地震以外の災害想定 3 土砂災害 本市は、周囲を山林が占めるため、「土石流危険溪流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」等の危険箇所が多数あり、豪雨時や地震に伴う二次災害として、「崖崩れ」や「土石流」、「地すべり」などが発生した場合、大きな被害が予想されます。 そのため、土砂災害発生を予測することは極めて困難ですが、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」や国土交通省で提供する「XバンドMPレーダネットワーク（XRAIN）」、「福島県河川流域総合情報情報システム」等を活用し、局所的な雨量を					第1節 地震以外の災害想定 3 土砂災害 本市は、周囲を山林が占めるため、「土石流危険溪流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」等の危険箇所が多数あり、豪雨時や地震に伴う二次災害として、「崖崩れ」や「土石流」、「地すべり」などが発生した場合、大きな被害が予想されます。 そのため、土砂災害発生を予測することは極めて困難ですが、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」や「 <u>福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> 」、国土交通省で提供する「XバンドMPレーダネットワーク（XRAIN）」					文言 追記																							

		リアルタイムに市の地図情報の土砂災害危険区域等の図面と重ね合わせるにより、警戒地域の早期把握に努めます。	「福島県河川流域総合情報システム」等を活用し、局所的な雨量をリアルタイムに市の地図情報の土砂災害危険区域等の図面と重ね合わせるにより、警戒地域の早期把握に努めます。	
	22	第5節 本市周辺の活断層位置図 (新設)	第5節 本市周辺の活断層位置図 <u>*会津盆地西縁断層帯では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。東縁断層帯は断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層です。</u>	県地域防災計画の修正による
	23	(新設)	第6節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 <u>本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型防災対策推進地域に指定されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、本計画を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとし、地震防災対策の推進を図ります。</u>	日本千島法に基づく
第2編 災害予 防計画 第1章 災害に 強い体 制づく り	30	第1節 防災組織の整備 市、防災関係機関及び市民、地域、事業所は、災害の予防・応急及び復旧計画を実施する主体として連携して活動を行います。 関係する防災組織は以下のとおりですが、個々の詳細な事務分担は資料編並びに災害時マニュアルに記載します。 1 市及び関係防災組織 (2)会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（以下「消防本部」という。） (3)会津若松消防署（以下「消防署」とい	第1節 防災組織の整備 市、防災関係機関及び市民、地域、事業所は、災害の予防・応急及び復旧計画を実施する主体として連携して活動を行います。 関係する防災組織は以下のとおりですが、個々の詳細な事務分担は資料編並びに災害時マニュアルに記載します。 1 市及び関係防災組織 (2)会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（ <u>消防指令センター及び災害対策本部室含む。</u> ）（以下「消防本部」という。） (3)会津若松消防署、 <u>分署、各出張所</u> （以	文言 追記

	う。） 2 指定地方行政機関 (2) 東北農政局	下「消防署等」という。） 2 指定地方行政機関 (2) 東北農政局 <u>福島県拠点</u>		
34 ～ 35	第2節 防災拠点施設の指定 1 防災拠点施設の種類と機能	第2節 防災拠点施設の指定 1 防災拠点施設の種類と機能	文言 追記	
	区分	施設機能（対象施設）	区分	施設機能（対象施設）
	防災拠点施設	(略)	防災拠点施設	(略)
	地域防災拠点施設	(略)	地域防災拠点施設	(略)
	<u>(新設)</u>		<u>消防拠点施設</u>	<u>消防本部、消防署等</u>
	情報交流施設	(略)	情報交流施設	(略)
	食料供給施設	(略)	食料供給施設	(略)
	物流拠点施設	支援物資等を集積、一時保管する施設（ <u>鶴ヶ城体育館、会津総合運動公園、下水浄化工場及び市が協定を締結しているアピオスペース、会津大学</u> ）	物流拠点施設	支援物資等を集積、一時保管する施設（ <u>アピオスペース、会津総合運動公園、河東総合体育館、公設地方卸売市場、会津大学、下水浄化工場</u> ）
	避難場所	(略)	避難場所	(略)
	避難所	(略)	避難所	(略)
	福祉避難所	(略)	福祉避難所	(略)
	二次避難所	(略)	二次避難所	(略)
	長期避難者施設	市外避難者等が長期的に避難生活をする施設（ <u>あいづ総合体育館、河東体育館、ふれあい体育館等</u> ）	長期避難者施設	市外避難者等が長期的に避難生活をする施設（ <u>あいづ総合体育館、河東総合体育館、ふれあい体育館等</u> ）
	災害ボランティアセンター	ボランティア活動の拠点となる施設で社会福祉協議会と協議した上で設置を決定（ <u>会津大学、文化福祉センター等</u> ）	災害ボランティアセンター	ボランティア活動の拠点となる施設で社会福祉協議会と協議した上で設置を決定（ <u>会津大学、文化センター等</u> ）
	自衛隊	(略)	自衛隊	(略)

	等野営 場所	等野営 場所	
	<p>2 防災拠点施設の種類の機能 (2) 防災拠点施設整備の考え方 防災拠点施設の整備については、施設本来のあり方に配慮した上で、既存の公共施設に防災機能を追加・整備し、また、新たな施設整備にあたっては、防災機能の付加を図ります。</p> <p>その内容としては、耐震化工事、情報通信機器整備、備蓄場所や非常用電源の確保、省電力等を優先して実施し、非常用電源の確保にあたっては、<u>太陽光発電やEV車（電気自動車）の導入</u>、また省電力対策として照明のLED化推進など可能な範囲での多様性と環境配慮に努めます。</p> <p>また、整備にあたっては、施設規模や建設年度、地域性等を総合的に配慮し、整備が可能な施設から順次行うものとし、ユニバーサルデザインの考え方により、災害時の多様な市民の利用に配慮します。</p>	<p>2 防災拠点施設の種類の機能 (2) 防災拠点施設整備の考え方 防災拠点施設の整備については、施設本来のあり方に配慮した上で、既存の公共施設に防災機能を追加・整備し、また、新たな施設整備にあたっては、防災機能の付加を図ります。</p> <p>その内容としては、耐震化工事、情報通信機器整備、備蓄場所や非常用電源の確保、省電力等を優先して実施し、非常用電源の確保にあたっては、<u>太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車（EV車）等</u>の導入、また省電力対策として照明のLED化推進など多様性と環境配慮に努めます。</p> <p>また、整備にあたっては、施設規模や建設年度、地域性等を総合的に配慮し、整備が可能な施設から順次行うものとし、ユニバーサルデザインの考え方により、災害時の多様な市民の利用に配慮します。</p>	
36	<p>第3節 情報通信体制の整備 1 災害時通信手段の確保 (1) 災害対策本部（関係機関）の情報収集体制の整備 ② 県総合情報通信ネットワークシステムの活用 詳細な災害情報の取得及び災害被害報告等の相互連絡について、県総合情報通信ネットワークシステムを活用します。 ③ 防災関係機関との情報共有体制の構築 災害対策本部と防災関係機関との情報共有体制を構築するため、平時から確実に迅速な情報伝達手段を多様に整備することを目指します。 特に、災害時における人的支援の柱となる消防団員との連絡や、孤立集落との連絡手段として消防無線は有効なことか</p>	<p>第3節 情報通信体制の整備 1 災害時通信手段の確保 (1) 災害対策本部（関係機関）の情報収集体制の整備 ② 県総合情報通信ネットワークの活用 詳細な災害情報の取得及び災害被害報告等の相互連絡について、県総合情報通信ネットワークを活用します。 ③ 防災関係機関との情報共有体制の構築 災害対策本部と防災関係機関との情報共有体制を構築するため、平時から確実に迅速な情報伝達手段を多様に整備することを目指します。 特に、災害時における人的支援の柱となる消防団員との連絡や、孤立集落との連絡手段として消防無線は有効なことか</p>	文言 追記

		ら、消防本部と一体的なシステムを構築することを目指します。 また、非常時の通信確保ができるよう、災害時優先電話の活用を <u>図ります</u> 。	ら、消防本部と一体的なシステムを構築することを目指します。 また、非常時の通信確保ができるよう、災害時優先電話の有効活用を <u>図るとともに、テレビ難視聴地域においては、国からの補助等を活用し、共聴施設の設備更新等の支援に努めてまいります</u> 。	
	37	第3節 情報通信体制の整備 1 災害時通信手段の確保 (2)市民等への情報提供体制の整備 市民等への災害情報提供にあたっては、ICTの積極的な活用を図り、あわせて、市民からの多様な大量の災害情報を収集・選別できる体制の構築を目指します。 <u>また、公共情報コモンズなど、情報発信の一元化システムについても、導入を検討します。</u> ①. SNS(※1)とGIS(※2)の活用 ウ. SNS(あいべあ、 <u>ツイッター</u> 、フェイスブック等)を活用した市民等からの情報収集	第3節 情報通信体制の整備 1 災害時通信手段の確保 (2)市民等への情報提供体制の整備 市民等への災害情報提供にあたっては、ICTの積極的な活用を図り、あわせて、市民からの多様な大量の災害情報を収集・選別できる体制の構築を目指します。 <u>(削除)</u> ①. SNS(※1)とGIS(※2)の活用 ウ. SNS(あいべあ、 <u>X(旧ツイッター)</u> 、フェイスブック等)を活用した市民等からの情報収集	文言修正
第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策	48	基本的な考え方 ○風水害については、被害防止のため、事前の情報収集、早めの避難情報の周知に努めます。 ○土砂災害は、事前の取組みが大切であることから、危険地域を早期に把握し、住民へ知らせることで、災害を少なくします。 ○他地域で大規模災害が発生し、本市への避難が求められる場合に備え、受け入れ体制を構築します。 <u>(新設)</u>	基本的な考え方 ○風水害については、被害防止のため、事前の情報収集、早めの避難情報の周知に努めます。 ○土砂災害は、事前の取組みが大切であることから、危険地域を早期に把握し、住民へ知らせることで、災害を少なくします。 ○他地域で大規模災害が発生し、本市への避難が求められる場合に備え、受け入れ体制を構築します。 <u>○災害リスクを有する箇所における居住の抑制や防災対策の充実等により、安心できる居住地の形成を誘導します。</u>	立地適正化計画の策定による
	50	第2節 火災予防対策 1 消防力の強化 (2)消防通信体制の整備 ICTを活用した総合通信指令システ	第2節 火災予防対策 1 消防力の強化 (2)消防通信体制の整備 ICTを活用した総合通信指令システ	文言追記



		<p>ム導入等により、多様化する消防業務に的確かつ迅速に対応できるシステム整備を進めます。</p> <p>また、消防本部と消防団の連携が円滑に行えるよう、一体的な通信設備の整備を進めます。</p>	<p>ム導入等により、多様化する消防業務に的確かつ迅速に対応できるシステム整備を進めます。</p> <p>また、消防本部と消防団の連携が円滑に行えるよう、一体的な通信設備の整備を進めるとともに、より確実な災害時通信を確立するため、その拠点となる「消防指令センター」の安定稼働が可能となるよう、浸水想定区域外への移転を進めていきます。</p>	
	54	<p>第4節 雪害対策</p> <p>1 予防対策</p> <p>(2) 災害を未然に防止するため、市は特に事前広報に重点を置き、今後の動向及び予想を検討しながら、積雪期を迎えた市民の心構え等について周知徹底を図ります。</p>	<p>第4節 雪害対策</p> <p>1 予防対策</p> <p>(2) 災害を未然に防止するため、市は特に事前広報に重点を置き、今後の動向及び予想を検討しながら、積雪期を迎えた市民の心構え等について周知徹底を図ります。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を市民に示し、注意喚起に努めます。</p>	防災基本計画の修正による
第2編 災害予 防計画 第5章 避難・ 誘導体 制づく り	61 ～ 63	<p>第1節 避難場所等の指定・整備</p> <p>2 「避難場所」と「避難所」の指定</p> <p>(1) 指定基準</p> <p>あらかじめ災害の種別ごとに避難場所、避難所を指定します。</p> <p>避難場所や避難所を指定する際には、土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の危険箇所や洪水の浸水想定区域内等には指定をせず、また、新耐震基準を満たさない施設は、地震の場合には避難所に指定しないものとします。</p> <p>なお、実際に、避難場所及び避難所を開設する場合は、災害発生後に安全を確認の上、避難場所、避難所として開設します。</p> <p>①. 「避難場所」・・・土砂災害警戒区域や洪水の浸水想定区域等に該当しないこと。</p> <p>②. 「避難所」・・・上記に加え、耐震化な</p>	<p>第1節 避難場所等の指定・整備</p> <p>2 「避難場所」と「避難所」の指定</p> <p>(1) 指定基準</p> <p>あらかじめ災害の種別ごとに避難場所、避難所を指定し、名称及び所在地等を公表します。</p> <p>避難場所や避難所を指定する際には、土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の危険箇所や洪水の浸水想定区域内等には指定をせず、また、新耐震基準を満たさない施設は、地震の場合には避難所に指定しないものとします。</p> <p>なお、実際に、避難場所及び避難所を開設する場合は、災害発生後に安全を確認の上、避難場所、避難所として開設します。</p> <p>①. 「避難場所」・・・土砂災害警戒区域や洪水の浸水想定区域等に該当しないこと。</p> <p>②. 「避難所」・・・上記に加え、耐震化な</p>	県地域防災計画の修正による

	<p>どの安全性を満たしていること。</p> <p>3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項 (4)良好な環境の整備</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での避難所開設・運営に備え、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。また、<u>新型コロナウイルスの自宅療養者等</u>が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間の連携により、避難所の運営に必要な情報の共有を図るとともに、保健所との連携のもと、自宅療養者の意向を踏まえ、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供できるよう努めます。</p> <p>さらには、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとします。</p> <p>5 災害時協定による福祉避難所・二次避難所の確保</p> <p>指定した避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な方々（要配慮者）の避難所として、必要に応じて福祉避難所を開設するため、市の福祉施設や民間福祉施設との災害時応援協定により、福祉避難所の<u>指定を進めます</u>。</p> <p>また、避難所スペースに不足が見込まれる事態や、避難が長期化する場合を想定し、災害時応援協定等を締結し、旅館、ホテル等を二次避難所として開設します。</p> <p>7 避難所に避難された方々等に関する情報提供</p>	<p>どの安全性を満たしていること。</p> <p>3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項 (4)良好な環境の整備</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での避難所開設・運営に備え、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。また、<u>感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律により、自宅療養等が求められている者</u>が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間の連携により、避難所の運営に必要な情報の共有を図るとともに、保健所との連携のもと、自宅療養者の意向を踏まえ、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供できるよう努めます。</p> <p>さらには、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとします。</p> <p>5 災害時協定による福祉避難所・二次避難所の確保</p> <p>指定した避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な方々（要配慮者）の避難所として、必要に応じて福祉避難所を開設するため、市の福祉施設や民間福祉施設との災害時応援協定により、福祉避難所を<u>指定し、名称及び所在地等を公表します</u>。</p> <p>また、避難所スペースに不足が見込まれる事態や、避難が長期化する場合を想定し、災害時応援協定等を締結し、旅館、ホテル等を二次避難所として開設します。</p> <p>7 避難所に避難された方々等に関する情報提供</p>	<p>コロナ5類移行による</p>
--	--	--	-------------------

		<p>市は、避難所に避難された方々やそれ以外の場所に避難している被災者に関する情報の把握に努め、家族等からの安否確認に対応できる体制を構築します。</p>	<p>市は、避難所に避難された方々やそれ以外の場所に避難している被災者に関する情報の把握に努め、家族等からの安否確認に対応できる体制を構築します。</p> <p><u>なお、提供できる情報の範囲は次のとおりとしますが、本人が同意している場合は、必要と認める限度において提供することとします。</u></p> <p><u>また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとします。</u></p> <p><u>(1)同居の親族・・・被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況、連絡先等</u></p> <p><u>(2)親族、職場関係者・・・負傷若しくは疾病の状況</u></p> <p><u>(3)知人等・・・保有している安否情報の有無</u></p>	<p>県地域防災計画の修正による</p>
64	<p>第6節 避難所運営体制</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、市民と協働で避難所運営する体制を構築するため、住民と協議のうえ住民向けの「避難所運営マニュアル」を作成し、各避難所の管理者に配布するとともに、地域や市民に周知します。</p> <p>2 福祉避難所運営マニュアルの作成</p> <p>福祉避難所は、避難所の一般避難スペースでの生活が困難な方が生活する場となり、中でも「介護を必要とする高齢者」や「障がい者」への支援が中心となることが考えられることから、災害時応援協定を締結した民間福祉施設と協力しながら、その運営にあたります。その際には、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成し、各施設と協力しながら対応します。</p>	<p>第6節 避難所運営体制</p> <p><u>避難所開設時は、「避難所運営マニュアル」を踏まえ、市と市民とが協働して運営します。</u></p> <p>福祉避難所は、避難所の一般避難スペースでの生活が困難な方が生活する場となり、中でも「介護を必要とする高齢者」や「障がい者」への支援が中心となることが考えられることから、「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を活用し、災害時応援協定を締結した民間福祉施設と協力しながら、その運営にあたります。</p>	<p>文言修正</p>	
第2編 災害予	69	<p>第1節 備蓄品の確保</p> <p>2 備蓄の役割分担</p>	<p>第1節 備蓄品の確保</p> <p>2 備蓄の役割分担</p>	

<p>防計画 第7章 備蓄・ 調達体 制の整 備</p>		<p>○市・・・公共性が高い分野の備蓄。施設の通信設備、電源、燃料等の環境整備、トイレや毛布、ダンボールベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等</p> <p>3 備蓄水準</p> <p>避難所における被災者の最低限の食糧、生活必需品等や、自然災害対応に必要な資材等については、備蓄水準や配置水準を定め、計画的に整備します。</p> <p>備蓄にあたっては、性別や年齢層などの違いなどに配慮し、また、積雪寒冷期を想定した備蓄を進めます。</p>	<p>○市・・・公共性が高い分野の備蓄。施設の通信設備、電源、燃料等の環境整備、トイレや毛布、ダンボールベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</p> <p>3 備蓄水準</p> <p>避難所における被災者の最低限の食糧、生活必需品等や、自然災害対応に必要な資材等については、備蓄水準や配置水準を定め、計画的に整備します。</p> <p>備蓄にあたっては、性別や年齢層などの違いなどに配慮し、また、積雪寒冷期を想定した備蓄を進めます。</p> <p><u>なお、食料備蓄については、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとします。</u></p>	<p>文言 修正</p> <p>防災 基本 計画 の修 正に よる</p>
	70	<p>第4節 市民に対する備蓄の啓発</p> <p>大きな災害が発生し、電気・ガス・水道などのライフラインが止まった時、行政などによる支援が届くまで自力での生活が可能な物資備蓄の啓発を進めます。</p> <p>また、ガソリンや灯油などの燃料不足や、電源不足に対応するため、燃料を満量近く給油しておくことや、乾電池やソーラー発電機等の備蓄啓発を図ります。</p>	<p>第4節 市民に対する備蓄の啓発</p> <p>大きな災害が発生し、電気・ガス・水道などのライフラインが止まった時、行政などによる支援が届くまで自力での生活が可能な物資備蓄の啓発を進めます。</p> <p>また、ガソリンや灯油などの燃料不足や、電源不足に対応するため、<u>平時から</u>燃料を満量近く給油しておくことや、<u>乾電池等の備蓄、太陽光発電設備や蓄電池等を導入するなど</u>、啓発を図ります。</p>	<p>文言 修正</p>
<p>第2編 災害予 防計画 第8章 防災知 識の普 及計画</p>	73	<p>第1節 防災知識の啓発</p> <p>1 市職員に対する防災教育</p> <p>(2)教育の方法</p> <p>定期的な研修会・講習会・訓練の実施</p> <p>2 住民等に対する防災教育、知識の普及</p> <p>(2)教育の機会確保</p> <p>①. 幼児教育、学校教育における防災教育の実施</p> <p>②. 社会教育（出前講座）等を通じての知識普及</p> <p>③. 防災訓練、集会・説明会等による知識普及</p>	<p>第1節 防災知識の啓発</p> <p>1 市職員に対する防災教育</p> <p>(2)教育の方法</p> <p><u>気象防災アドバイザー等による</u>定期的な研修会・講習会・訓練の実施</p> <p>2 住民等に対する防災教育、知識の普及</p> <p>(2)教育の機会確保</p> <p>①. 幼児教育、学校教育における防災教育の実施</p> <p>②. 社会教育（出前講座）等を通じての知識普及</p> <p>③. 防災訓練、集会・説明会等による知識普及</p>	<p>防災 基本 計画 の修 正に よる</p>

		<p><u>なお、「防災士」に講座等の講師を依頼し、連携協力を進めます。</u></p> <p>④. 福祉関係者（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）との連携による高齢者・障がい者等の避難行動に対する理解の促進</p>		
		<p><u>④. 福祉関係者（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）との連携による高齢者・障がい者等の避難行動に対する理解の促進</u></p> <p><u>※なお、防災士や消防団員等に講座等の講師を依頼し、連携協力を進めます。</u></p>		
第2編 災害予 防計画 第9章 災害時 に備え た要配 慮者の 安全確 保	78	<p>第2節 在宅の要配慮者への対応</p> <p>4 避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者 消防署、警察署、<u>民生児童委員</u>、社会福祉協議会、町内会、消防団、自主防災組織、<u>高齢者福祉相談員</u>、<u>包括支援センター</u>、避難支援者として登録する者等を「避難支援等関係者」とします。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲 (避難行動要支援者名簿に掲載する者) 次の①から⑦の要件に該当する者のうち、<u>居宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な者</u>とします。</p> <p>①. <u>介護保険の要介護認定を受けた者</u> ②. <u>身体障害者手帳の交付を受けた者</u> ③. <u>療育手帳の交付を受けた者</u> ④. <u>精神障害者福祉手帳の交付を受けた者又は自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者</u> ⑤. <u>難病患者</u> ⑥. <u>75歳以上の高齢者であって、一人暮らし又は高齢者のみの世帯</u> ⑦. <u>その他市長が支援の必要があると認め</u></p>	<p>第2節 在宅の要配慮者への対応</p> <p>4 避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者 消防署、警察署、<u>民生委員・児童委員</u>、社会福祉協議会、町内会、消防団、自主防災組織、<u>共生福祉相談員</u>、<u>地域包括支援センター</u>、<u>障がい者総合相談窓口</u>・<u>地域障がい者相談窓口</u>、避難支援者として登録する者等を「避難支援等関係者」とします。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲 (避難行動要支援者名簿に掲載する者) 次の①から⑦の要件に該当する者のうち、<u>在宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な者であり、避難支援等関係者への情報提供に関して同意した者</u>とします。</p> <p>①. <u>要介護度3以上の者</u> ②. <u>身体障がい者1・2級（総合等級）の第1種を所持する者</u> ③. <u>知的障がい者（療育手帳Aを所持する者）</u> ④. <u>精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者</u> ⑤. <u>75歳以上の一人暮らしの者</u> ⑥. <u>難病患者</u> ⑦. <u>その他市長が支援の必要があると認め</u></p>	文言 修正

		<p>た者 (3)名簿作成及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>①. 必要な個人情報 ア. 氏名 イ. 生年月日 ウ. 性別 エ. 住所又は居所 オ. 電話番号その他の連絡先 カ. 避難支援等を必要とする事由（障がい の区分など） キ. <u>町内会名</u> ク. <u>その他市長が必要と認める事項</u> <u>(新設)</u></p>	<p>た者 (3)名簿作成及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>①. 必要な個人情報 ア. 氏名 イ. 生年月日 ウ. 性別 エ. 住所又は居所 オ. 電話番号その他の連絡先 カ. 避難支援等を必要とする事由（障がい の区分など） キ. <u>避難支援等実施者の氏名又は名称、住 所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> ク. <u>避難施設その他の避難場所及び避難路 その他の避難経路に関する事項</u> ケ. <u>以上のほか、避難支援等の実施に関し 市長が必要と認める事項</u></p>	
	81	<p>第3節 社会福祉施設等における対策 5 略 <u>(新設)</u></p>	<p>第3節 社会福祉施設等における対策 5 略 <u>6 業務継続計画の作成の義務</u> <u>社会福祉施設等においては、災害など にあっても、最低限のサービス提供を維 持していくことが求められており、業務 継続計画の策定が義務付けられています</u> 。 <u>また、施設管理者等は、作成した業務 継続計画に基づいて避難訓練を実施する 必要があります。</u></p>	文言 追記
第3編 災害応 急対策 計画 第3章 情報の 収集・ 伝達	97	<p>第1節 情報伝達体制 2 ICTの有効活用 携帯メール等を活用したICT情報ネ ットワークの構築に努め、災害情報を多 くの方に一斉に送信します。 県・近隣市町村及び防災関係機関との 連絡については、県総合情報通信ネット ワークシステム等を利用して行います。</p>	<p>第1節 情報伝達体制 2 ICTの有効活用 携帯メール等を活用したICT情報ネ ットワークの構築に努め、災害情報を多 くの方に一斉に送信します。 県・近隣市町村及び防災関係機関との連 絡については、県総合情報通信ネットワ ーク等を利用して行います。</p>	文言 修正
	101	<p>第2節 被害情報の収集・伝達体制 1 被害情報の収集 <u>(新設)</u></p>	<p>第2節 被害情報の収集・伝達体制 1 被害情報の収集 <u>(1)要救助者の迅速な把握</u> <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不</u></p>	防災 基本 計画 の修

		(1)関係機関の被害情報の集約 (2)市民からの被害情報の集約 (3)水害、土砂災害パトロール等からの情報収集	<u>明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとします</u> 。 (2)関係機関の被害情報の集約 (3)市民からの被害情報の集約 (4)水害、土砂災害パトロール等からの情報収集	正による
第3編 災害応急対策 計画 第4章 災害時の広報	103	第2節 災害対策本部が行う広報及び実施手順 1 災害時広報の実施方針 (1) 総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールやツイッター、フェイスブック等のSNSを活用します。さらには、広報チラシ等も活用します。	第2節 災害対策本部が行う広報及び実施手順 1 災害時広報の実施方針 (1) 総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールや <del>X (旧ツイッター)</del> 、フェイスブック等のSNSを活用します。さらには、広報チラシ等も活用します。	文言修正
	106	防災豆知識(その6):様々な防災情報源 【あいべあ】 住民との協働でまちを元気にする地域密着型のコミュニケーションサービスです。 会津若松市と大熊町が共同で構築し運営しています。 市のホームページ上の「あいべあ」から利用できます。	防災豆知識(その6):様々な防災情報源 【あいべあ】 住民との協働でまちを元気にする地域密着型のコミュニケーションサービスです。 <u>(削除)</u> 市のホームページ上の「あいべあ」から利用できます。	文言修正
第3編 災害応急対策 計画 第5章 消防・救急救助活動	108	第1節 消防活動 1 消防署災害時活動の基本方針 大規模災害時消防活動の基本方針 (4)広域的な大規模災害が発生した場合は、「福島県広域消防相互応援協定」に基づき県内消防本部から、更には、「消防組織法」に基づく緊急消防援助隊の応援を受け、消防活動を行います。 ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした消防活動を行います。	第1節 消防活動 1 消防署災害時活動の基本方針 大規模災害時消防活動の基本方針 (4)広域的な大規模災害が発生した場合は、「福島県広域消防相互応援協定」に基づき県内消防本部から、更には、「消防組織法」に基づく緊急消防援助隊の応援を受け、消防活動を行います。 ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした消防活動を行います。 <u>なお、応援職員受入れに係る施設</u>	文言追記

			<u>として会津若松消防署城南分署を指定し、災害対応にあたります。</u>	
第3編 災害応 急対策 計画 第6章 避難対 策 策	114	第1節 避難指示等避難情報	第1節 避難指示等避難情報	県地 域防 災計 画の 修正 による
	118	2 避難指示等の発令 災害対策本部長は、指示の時期、範囲等を定め、次の基準により避難指示等を発令します。 (3)避難指示等の判断基準（土砂災害）	2 避難指示等の発令 災害対策本部長は、 <u>関係機関等や、各種気象情報等を踏まえ</u> 、指示の時期、範囲等を定め、次の基準により避難指示等を発令します。 (3)避難指示等の判断基準（土砂災害）	
		情報入手先	情報入手先	文言 修正
		・ 気象庁ホームページ <a href="https://www.jmago.jp/jma/index.html">https://www.jmago.jp/jma/index.html</a>  ・ 気象庁「防災情報提供システム」 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai">https://www.jma.go.jp/bosai</a> ・ 県河川流域総合情報システム <a href="https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/">https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</a> ・ XRAIN 雨量情報 <a href="https://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php">https://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php</a> ・ 県土砂災害警戒区域等の指定箇所 <a href="https://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html">https://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</a>	・ 気象庁ホームページ <a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a> <u>1</u> ・ 気象庁「防災情報提供システム」 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai">https://www.jma.go.jp/bosai</a> ・ 県河川流域総合情報システム <a href="https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/">https://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/</a> ・ XRAIN 雨量情報 <a href="https://x.gd/eSQm0">https://x.gd/eSQm0</a>  ・ 県土砂災害警戒区域等の指定箇所 <a href="http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html">http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html</a>	
	123	第4節 避難所の管理運営 4 避難所運営への女性等の参画 避難所運営においては、女性も責任者に加わるなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとし、女性や高齢者等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努めるものとします。	第4節 避難所の管理運営 4 避難所運営への女性等の参画 避難所運営においては、女性も責任者に加わるなど女性の参画を推進するとともに、 <u>ニーズの聞き取りを行うなど</u> 、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとし、女性や高齢者等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努めるものとします。	県地 域防 災計 画の 修正 による
	124	第8節 避難所以外に避難した避難者への	第8節 避難所以外に避難した避難者への	県地



		<p>支援</p> <p>1 <u>在宅避難者等への対応</u></p> <p>市は、在宅避難者やみなし仮設住宅（※2）への入居者に対しても、災害情報や支援情報、支援物資、福祉サービス等が提供できるよう支援を行います。</p>	<p>支援</p> <p>1 <u>在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援</u></p> <p>市は、在宅避難者やみなし仮設住宅（※2）への入居者、<u>親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等</u>に対しても、<u>避難者の情報の早期把握に努め、食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備や福祉サービス等の利用に配慮します。</u></p>	<p>域防</p> <p>災計画の修正による</p>
<p>第3編</p> <p>災害応急対策計画</p> <p>第11章</p> <p>廃棄物対策・防疫等活動</p>	147	<p>第4節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・取扱い・埋葬計画</p> <p>3 埋葬等</p> <p>(2)埋葬は、次の範囲内において、できる限り棺等の現物をもって、埋葬を実施する者に支給して行います。</p> <p>①. 棺（附属品を含む）</p> <p>②. 骨つぼ及び骨箱（新設）</p> <p>(3)災害の状況に応じ、その応急措置として仮埋葬を行います。</p> <p>(4)仮埋葬の場所の確保に努め、必要に応じて各墓地管理者へ依頼します。</p> <p>4 <u>安否情報の提供等</u></p> <p><u>災害対策本部は、親族等からの安否確認の問い合わせに対応できる体制の構築を図ります。</u></p> <p><u>なお、提供できる情報の範囲は次のとおりとしますが、本人が同意している場合は、必要と認める限度において提供することとします。</u></p>	<p>第4節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・取扱い・埋葬計画</p> <p>3 埋葬等</p> <p>(2)埋葬等は、次の範囲内において、できる限り棺等の現物をもって、埋葬等を実施する者に支給して行います。</p> <p>①. 棺（附属品を含む）</p> <p>②. 骨つぼ及び骨箱</p> <p><u>(3)広域火葬が必要と判断される場合は、「福島県広域火葬計画」及び「福島県広域火葬事務処理要領」に基づき、対応を図ります。</u></p> <p>(4)災害の状況に応じ、その応急措置として仮埋葬を行います。</p> <p><u>(5)仮埋葬場所等の確保に努め、必要に応じて各墓地管理者へ依頼します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>県広域火葬計画の策定による</p> <p>本編 P62へ移動</p>
<p>第3編</p> <p>災害応急対策計画</p> <p>第12章</p>	149	<p>第3節 応急仮設住宅等の建設</p> <p>応急仮設住宅については、被災者の状況や意向を確認し、<u>さらには、代替手段として旅館やホテル、市営住宅、民間賃貸住宅（借り上げ型仮設住宅）の提供等</u></p>	<p>第3節 応急仮設住宅等の建設</p> <p>応急仮設住宅については、被災者の状況や意向を確認し、その必要性を見極めたうえで建設を行います。</p>	<p>文言修正</p>

生活救 援対策		の代替手段も検討し、その必要性を見極め たうえで建設を行います。		
第4編 災害復 旧計画 第1章 市民生 活安定 のため の緊急 措置	165	<p>第1節 市や防災関係機関の取組み</p> <p>1 市等の取組み</p> <p>市をはじめとする防災関係機関は、「まち」としての市民サービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な支援対策を講じます。</p> <p>また、慣れない被災生活で精神的に不安な状態にある市民に対して、生活再建のための各種支援施策をあわせて行います。</p> <p>さらに、被災者の総合的な管理・支援を行うために「被災者支援台帳」を作成し、あわせて効果的な被災者支援のために「被災者支援システム」の導入を検討します。</p>	<p>第1節 市や防災関係機関の取組み</p> <p>1 市等の取組み</p> <p>市をはじめとする防災関係機関は、「まち」としての市民サービス機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な支援対策を講じます。</p> <p>また、慣れない被災生活で精神的に不安な状態にある市民に対して、生活再建のための相談の機会や支援制度の情報提供など、きめ細かな支援を行います。</p> <p>さらに、被災者の総合的な管理・支援を行うために「被災者支援台帳」を作成し、あわせて効果的な被災者支援のために「被災者支援システム」の導入を検討します。</p>	<p>県地 域防 災計 画の 修正 によ る</p>